

第 3 5 期

計 算 書 類

（ 自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日 ）

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

NHK 営 業 サ ー ビ ス 株 式 有 限 公 司

貸 借 対 照 表

[2024年 3月31日現在]

NHK営業サービス株式会社

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	3,805,910	[流動負債]	1,410,865
現金及び預金	2,497,733	未払金	638,291
売掛金	1,123,714	未払費用	70,320
貯蔵品	652	未払消費税等	163,453
前払金	26	預り金	84,276
未収金	3,276	前受収益	15,403
未収還付法人税等	53,923	賞与引当金	439,119
前払費用	126,584		
[固定資産]	1,428,408	[固定負債]	416,012
(有形固定資産)	93,130	退職給付引当金	380,791
建物	9,887	長期前受収益	35,220
建物付属設備	15,304		
工具・器具・備品	65,392	負 債 合 計	1,826,878
土地	2,546		
(無形固定資産)	142,791	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	136,347	[株主資本]	3,407,440
電話加入権	6,444	(資本金)	100,000
(投資その他の資産)	1,192,486	(利益剰余金)	3,307,440
投資有価証券	13,436	利益準備金	37,500
保険積立金	711,933	その他利益剰余金	3,269,940
差入保証金	55,846	事業維持積立金	2,000,000
長期前払費用	14,479	本社社屋移転・整備積立金	150,000
繰延税金資産	382,309	社内システム整備積立金	350,000
その他	14,481	繰越利益剰余金	769,940
		純 資 産 合 計	3,407,440
資 産 合 計	5,234,318	負債・純資産合計	5,234,318

(記載金額は千円未満を切捨表示しております)

損 益 計 算 書

〔 自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日 〕

NHK営業サービス株式会社

(単位 千円)

科 目	金 額	
〔売上高〕		10,377,961
〔売上原価〕		9,383,173
売上総利益		994,788
〔販売費及び一般管理費〕		1,083,587
営業利益		△ 88,799
〔営業外収益〕		
受取利息	23	
受取配当金	1,176	
保険解約益	34,543	
保険満期償還益	84,007	
雑収入	9,918	129,669
〔営業外費用〕		
保険損失	1,418	
雑損失	57	1,475
経常利益		39,393
税引前当期純利益		39,393
法人税、住民税及び事業税	18,658	
法人税等調整額	18,718	37,376
当期純利益		2,017

(記載金額は千円未満を切捨表示しております)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日 〕

NHK営業サービス株式会社

(単位 千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	利益剰余金							株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
			事業維持積立金	事業基盤整備積立金	本社社屋移転・整備積立金	社内システム整備積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	37,500	2,000,000	400,000	-	-	1,154,446	3,591,946	3,691,946	3,691,946
当期変動額										
積立金の取崩				△ 400,000			400,000	-	-	-
積立金の積立					150,000	350,000	△ 500,000	-	-	-
剰余金の配当							△ 286,523	△ 286,523	△ 286,523	△ 286,523
当期純利益							2,017	2,017	2,017	2,017
当期変動額合計	-	-	-	△ 400,000	150,000	350,000	△ 384,506	△ 284,506	△ 284,506	△ 284,506
当期末残高	100,000	37,500	2,000,000	-	150,000	350,000	769,940	3,307,440	3,407,440	3,407,440

(記載金額は千円未満を切捨表示しております)

個 別 注 記 表

〔 自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日 〕

NHK営業サービス株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a. その他有価証券
(市場価格のない株式等以外のもの) …… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

b. その他有価証券 (市場価格のない株式等) …… 移動平均法による原価法

②たな卸資産 …… 最終仕入原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法

ロ. 平成19年4月1日以降に取得したもの・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (付属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(4) 収益の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

当社における主たる履行義務は、以下の通りです。

当社は、日本放送協会より、主に事務情報処理業務、コールセンター業務、営業推進業務、デジタル事業推進業務、営業システム運用・情報管理業務等を受託しております。

また、自主事業として700MHzテレビ受信障害対策コールセンター業務等を顧客に提供しております。

これらの役務の提供は、日本放送協会及び顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益の計上基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 301,016千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する金銭債権債務は下記のとおりです。

金銭債権 1,022,370千円

金銭債務 75千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は下記のとおりです。

売上高 9,931,408千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

発行済株式 普通株式 2,819株

(2) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年6月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 286,523千円

②1株当たり配当額 101,640円

③基準日 2023年 3月31日

④効力発生日 2023年 6月20日

(3) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月18日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 1,635千円

②配当の原資 その他利益剰余金

③1株当たり配当額 580円

④基準日 2024年 3月31日

⑤効力発生日 2024年 6月18日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金繰入超過額	151,891千円
退職給付引当金繰入超過額	131,715千円
その他	105,922千円
繰延税金資産小計	389,529千円
評価性引当額	△ 1,487千円
繰延税金資産合計	388,042千円

繰延税金負債

未収事業税	5,733千円
繰延税金負債合計	5,733千円

繰延税金資産の純額	382,309千円
-----------	-----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については安全な預金等に限定し、投機的な取引は行なっておりません。

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは与信管理を徹底し、回収時期や残高を定期的に管理することでリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位 千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,497,733	2,497,733	-
(2) 売掛金	1,123,714	1,123,714	-
(3) 未払金	(638,291)	(638,291)	-

負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額13,436千円）は、非上場株式の関連団体の株式であり、上表には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 取引の内容

(単位 千円)

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本放送協会	(被所有) 直接 85.1%	取締役 (非常勤) 2名 監査役 (非常勤) 1名 各種業務の受託	営業事務情報 処理等の業務 の受託	9,931,408	売掛金	1,020,050

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

各種業務の受託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,208,740円96銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益金額 | 715円52銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

11. その他の注記

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

N H K 営 業 サ ー ビ ス 株 式 会 社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 陽 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、NHK営業サービス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

私どもは、監査役として 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な支社において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿およびこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024 年 5 月 31 日

NHK 営業サービス株式会社

監査役

広川 敬祐

監査役

高宮 英人